



東京労働局公示第202号

登録教習機関の住所及び事務所の所在地の変更に伴う公示について

下記の機関について、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第77条第3項において準用する同法第47条の2の規定による同法第46条第4項第2号及び第3号の事項の変更の届出があったので同法第112条の2第2項第2号及び労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令（昭和47年労働省令第44号）第25条の3第2項の規定に基づき、下記のとおり公示する。

記

登録教習機関の名称

一般社団法人首都圏建設産業ユニオン技術センター

登録教習機関の住所 変更前：東京都渋谷区神南 1-3-10

変更後：東京都品川区西五反田 2-31-6-201

登録教習機関の代表者の職氏名 代表理事 清水 致子

事務所の名称

一般社団法人首都圏建設産業ユニオン技術センター

事務所の所在地 変更前：東京都渋谷区神南 1-3-10

変更後：東京都品川区西五反田 2-31-6-201

変更した年月日 令和6年12月1日

令和7年7月22日



東京労働局長

